

## 平成23年度青森県福祉・介護人材確保対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、福祉・介護人材の緊急的な確保を図るため、介護福祉士養成施設等が行う福祉・介護人材確保対策事業に要する経費について、平成23年度予算の範囲内において、当該介護福祉士養成施設等に対し、青森県福祉・介護人材確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、青森県福祉・介護人材確保対策事業実施要綱（平成21年7月13日施行）に基づいて実施する次の事業とする。

- (1) 進路選択学生等支援事業
- (2) 潜在的有資格者等養成支援事業
- (3) 複数事業所連携事業（共同事業の実施に限る。以下同じ。）
- (4) キャリア形成訪問指導事業

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

- 2 補助金の額は、次の(1)及び(2)を比較していずれか低い方の額以内の額とする。
  - (1) 別表1に掲げる事業ごとの補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか低い額
  - (2) 総事業費から当該事業に係る収入額を控除した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

### (申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次の(1)及び(2)並びに別表2のとおりとする。

- (1) 平成23年度青森県福祉・介護人材確保対策事業費補助金所要額調書（第2号様式）
- (2) 平成23年度収支予算（見込）書（第3号様式）

3 複数事業所連携事業に係る申請は、ユニットの代表事業者（以下「代表事業者」という。）が行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（知事が認める補助事業の内容の軽微な変更又は補助事業に要する経費の配分額の20パーセント以内の増減をしようとする場合を除く。）をしようとする場合は、平成23年度青森県福祉・介護人材確保対策事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、平成23年度青森県福祉・介護人材確保対策事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを平成24年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、概算払により交付する。

- 2 複数事業所連携事業の補助金は、代表事業者へ交付するものとする。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、平成23年度青森県福祉・介護人材確保対策事業費補助金請求書（第6号様式）を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して20日を経過した日又は平成24年4月20日のいずれか早い期日までに平成23年度青森県福祉・介護人材確保対策事業実績報告書（第7号様式）に次の（1）及び（2）並びに別表2に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 平成23年度青森県福祉・介護人材確保対策事業費補助金精算書（第8号様式）

(2) 平成23年度収支決算(見込)書(第9号様式)

2 複数事業所連携事業の実績報告は、代表事業者が行うものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具とする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

別表 1

事業名	補助対象者	補助基準額	補助対象経費	補助率
1 進路選択 学生等支援 事業	県内に設置される社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号若しくは第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下これらを「養成施設」という。）であって、定員に対する入学者の充足率（平成23年4月1日現在。以下「定員充足率」という。）が60%未満のもの	①定員充足率 20%未満の養成施設 5,000千円以内 ②定員充足率 20%以上 40%未満の養成施設 4,300千円以内 ③定員充足率 40%以上 60%未満の養成施設 3,400千円以内	専門員の設置及び相談・助言、指導等支援事業に要する経費（給与、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費） ※給与、職員手当、共済費については専門員に限る。	10/10
2 潜在的有資格者等養成支援事業	(1) 養成施設 (2) その他知事が認める者（社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士の職能団体又は福祉・介護サービスに係る施設若しくは事業所等の団体）	（研修1回当たりの単価） ①潜在的有資格者再就業支援研修 780千円以内 ②高齢者等参画支援研修 312千円以内 ③福祉・介護サービスチャレンジ教室 156千円以内 ④障害者就労支援研修 468千円以内 ⑤キャリアアップ支援研修 468千円以内 ⑥その他人材確保に資する研修として知事が認める研修 156千円以内 なお、養成施設等以外に地域の会場を借り上げた場合は、研修1日当たり185千円以内を加算する。	研修を実施するために要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）	10/10

事業名	補助対象者	補助基準額	補助対象経費	補助率
3 複数事業 所連携事業	(1) 養成施設 (2) 利用者の定員規模が施設サービスで50人以下の施設若しくは在宅サービスで20人以下の事業所又は運営している施設等の種類・数が単一である法人の施設等（訪問介護事業所、デイサービスセンター等の事業所（定員20人以下）が併設されている施設を含む。）が主として参加するユニットであって知事が認めるもの	1ユニット（5事業所以上） 当たり 694千円以内 なお、10事業所以上で1ユニットを形成する場合 1,388千円以内	共同事業を実施するために要する経費（職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）	10/10
4 キャリア 形成訪問指 導事業	養成施設	1養成施設当たり ①研修プログラムの作成、 当該研修のための講師派遣及び能力評価方法の提供に要する経費 3,500千円以内 ②養成施設と施設等との間の コーディネートに要する 経費 500千円以内	養成施設の教員が施設等を巡回・訪問して行う介護技術等に関する研修及び能力評価方法の提供を実施するために要する経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金）	10/10

別表 2

申請書及び実績報告書に添付する書類（第 4、第 9 関係）

事業名	様 式	
1 進路選択学生等支援事業	計画（実績報告）書	第 2 号様式の 2
2 潜在的有資格者等養成支援事業	計画（実績報告）書	第 2 号様式の 3
3 複数事業所連携事業	計画（実績報告）書	第 2 号様式の 4
	ユニット届出書	第 2 号様式の 5
4 キャリア形成訪問指導事業	計画（実績報告）書	第 2 号様式の 6